

電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、金融商品取引業等に関する内閣府令に定める電子記録移転有価証券表示権利等の取扱い及び保護預り等（以下「本サービス」といいます。）の内容について、お客様と大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 なお、この約款に特段の定めがないものについては、当社の「<u>ダイワの取引約款・規定</u>」（個人のお客様は「<u>〈個人のお客様〉ダイワの取引約款・規定</u>」、法人のお客様は「<u>〈法人のお客様〉ダイワの取引約款・規定</u>」を意味し、以下同じです。）によるものとします。また、この約款の内容が「<u>ダイワの取引約款・規定</u>」と矛盾又は抵触する場合、この約款の内容が優先するものとします。</p> <p>(電子記録移転有価証券表示権利等の取引の利用)</p> <p>第4条 1. お客様は電子記録移転有価証券表示権利等の取引を行うに当たって、当社において「<u>ダイワの取引約款・規定</u>」に基づき証券総合口座の開設を行ったうえで、別途定める当社所定の手続きにより申込を行い、当社が承諾した場合に取引を行うことができます。 2. ～4. (略)</p> <p>(特定口座への預け入れ)</p> <p>第7条 1. (略) 2. お客様は、特定口座へ預け入れを行う場合には、次の各号に掲げる譲渡以外の譲渡を行うことができません。 (1) ～ (4) (略)</p> <p><u>新 設</u></p> <p>3. その他、特定口座での電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いに関しては、当社の「<u>ダイワの取引約款・規定</u>」により取り扱うものいたします。</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、金融商品取引業等に関する内閣府令に定める電子記録移転有価証券表示権利等の取扱い及び保護預り等（以下「本サービス」といいます。）の内容について、お客様と大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 なお、この約款に特段の定めがないものについては、当社が定める<u>各種約款・規定</u>（個人のお客様は「<u>大和証券総合取引約款</u>」その他当社が定める約款・規定、法人のお客様は「<u>大和証券保護預り・振替決済口座管理約款</u>」その他当社が定める約款・規定を意味し、以下同じです。）によるものとします。また、この約款の内容が、<u>当社が定めるその他の各種約款・規定</u>と矛盾又は抵触する場合、この約款の内容が優先するものとします。</p> <p>(電子記録移転有価証券表示権利等の取引の利用)</p> <p>第4条 1. お客様は電子記録移転有価証券表示権利等の取引を行うに当たって、当社において、<u>当社が定める各種約款・規定</u>に基づき証券口座の開設を行ったうえで、別途定める当社所定の手続きにより申込を行い、当社が承諾した場合に取引を行うことができます。 2. ～4. (現行どおり)</p> <p>(特定口座への預け入れ)</p> <p>第7条 1. (現行どおり) 2. お客様は、特定口座へ預け入れを行う場合には、次の各号に掲げる譲渡以外の<u>有償譲渡</u>を行うことができません。 (1) ～ (4) (現行どおり) 3. <u>お客様が前項の規定に違反して同項各号に掲げる方法以外の方法で有償譲渡を行った場合、お客様は、当該譲渡に係る内容をただちに当社に通知するもの</u>とします。なお、<u>当該譲渡が行われた指定電子記録移転有価証券表示権利等は、特定口座からお客様の一般口座に払い出されるもの</u>とします。 4. その他、特定口座での電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いに関しては、当社の「<u>特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款</u>」及び「<u>特定管理口座約款</u>」により取り扱うものいたします。</p>

現行	改正
<p>(相続、遺贈又は贈与等に関する事項)</p> <p>第11条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 相続人等が、前項の届出を行った時点において、<u>証券総合口座</u>を開設していない場合又はこの約款に合意していない場合、速やかに<u>証券総合口座</u>を開設し、また、この約款に合意するものとします。ただし、相続人等が個人である場合であって、当該相続人等が当社の「<u>〈個人のお客様〉ダイワの取引約款・規定</u>」の第137条(1)③から⑫のいずれかに該当する場合、又は相続人等が法人である場合であって、当該相続人等が「<u>〈法人のお客様〉ダイワの取引約款・規定</u>」の第48条3号から11号のいずれかに該当する場合、当社は相続人等による証券総合口座の開設及び電子記録移転有価証券表示権利等の取引をお断りすることがあります。</p> <p>3. (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>新設</u></p>	<p>(相続、遺贈又は贈与等に関する事項)</p> <p>第11条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 相続人等が、前項の届出を行った時点において、<u>証券口座</u>を開設していない場合又はこの約款に合意していない場合、速やかに<u>証券口座</u>を開設し、また、この約款に合意するものとします。ただし、相続人等が個人である場合であって、当該相続人等が当社の「<u>大和証券総合取引約款</u>」の第137条(1)③から⑫のいずれかに該当する場合、又は相続人等が法人である場合であって、当該相続人等が「<u>大和証券保護預り・振替決済口座管理約款</u>」の第48条3号から11号のいずれかに該当する場合、当社は相続人等による証券口座の開設及び電子記録移転有価証券表示権利等の取引をお断りすることがあります。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 第1項から前項の定めにかかわらず、<u>指定電子記録移転有価証券表示権利等の贈与等があった場合、お客様は、当社に対して、当該指定電子記録移転有価証券表示権利等の贈与等があった旨をただちに通知しなければならないものとします。また、当該指定電子記録移転有価証券表示権利等について特定口座へ預け入れを行う場合は、当社の「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款」及び「特定管理口座約款」の定めに従って行うものとします。</u></p>
<p>(差押え等)</p> <p>第12条</p> <p>当社は、お客様に以下の事由が発生した場合、ただちに以下に定めるとおりお客様の<u>証券総合口座</u>を停止し、<u>電子記録移転有価証券表示権利等の譲渡及び配当金等の支払い</u>を停止します。ただし、当社の取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等の一部について、当社が別途お客様の<u>証券総合口座の停止</u>、電子記録移転有価証券表示権利等の譲渡又は配当金等の支払の停止等に関する措置を定めた場合は、当該措置につきお客様に通知するものとします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前号の場合、管財人から、証券総合口座におけるお客様の名義を変更するため、又はお客様の電子記録移転有価証券表示権利等につき管財人が当社に開設する<u>証券総合口座</u>に移管するために、当社の指定する書類の提出があったときには、当社は、当該名義の変更又は口座への移管を行うものとします。</p>	<p>(差押え等)</p> <p>第12条</p> <p>当社は、お客様に以下の事由が発生した場合、ただちに以下に定めるとおり、<u>電子記録移転有価証券表示権利等の譲渡及び配当金等の支払い</u>を停止します。ただし、当社の取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等の一部について、当社が別途、電子記録移転有価証券表示権利等の譲渡又は配当金等の支払の停止等に関する措置を定めた場合は、当該措置につきお客様に通知するものとします。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 前号の場合、管財人から、証券口座におけるお客様の名義を変更するため、又はお客様の電子記録移転有価証券表示権利等につき管財人が当社に開設する<u>証券口座</u>に移管するために、当社の指定する書類の提出があったときには、当社は、当該名義の変更又は<u>当該口座</u>への移管を行うものとします。</p>
<p>(免責事項)</p> <p>第14条</p> <p>当社は、本サービスに関して、当社の「<u>ダイワの取引約款・規定</u>」に掲げる免</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第14条</p> <p>当社は、本サービスに関して、当社が定める<u>各種約款・規定</u>に掲げる免責事項</p>

現行	改正
<p>責事項のほか、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1) ～ (9) (略)</p> <p>(解約に関する確認事項)</p> <p>第15条</p> <p>1. 当社の「<u>ダイワの取引約款・規定</u>」に掲げる解約事由によるもののほか、本サービスが不正に使用されるおそれがあるものと判断したときは、当社は本サービスの使用を制限し、又は本サービスを解約することがあります。</p> <p>2. (略)</p> <p>附則</p> <p>この約款は <u>2022年2月1日</u>より適用されます。</p>	<p>のほか、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1) ～ (9) (現行どおり)</p> <p>(解約に関する確認事項)</p> <p>第15条</p> <p>1. 当社が定める<u>各種約款・規定</u>に掲げる解約事由によるもののほか、本サービスが不正に使用されるおそれがあるものと判断したときは、当社は本サービスの使用を制限し、又は本サービスを解約することがあります。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>この約款は <u>2023年2月1日</u>より適用されます。</p>